英国2006年立法及び規制に関する改革法―規制緩和と行政権限の拡大

岡久　慶

【目次】

Ⅰ　委任立法について
Ⅱ　既存の改正権限
Ⅲ　法案提出に至る経緯
Ⅳ　法案についての議論と修正
Ⅴ　2006年立法及び規制に関する改革法の概要
Ⅵ　総括

2006年２月11日、英国内閣府は、立法及び規制に関する改革法案（Legislative and Regulatory Reform Bill 以下「2006年改革法案」という。）を下院に提出した。2006年改革法案の第１部は、2001年規制改革法（Regulatory Reform Act 2001（c.6））に代わるものである。2001年規制改革法は、委任立法（statutory instrument）に基いて制定法を改正する「改正権限（reformative power）」について定めている。この「改正権限」は「ヘンリー８世権限（Henry VIII powers）」[注１]とも称され、行政による権力濫用をもたらすとして批判されてきた。2006年改革法案は、この権限を更に拡大するものであった。

2006年改革法案に基づく改正権限の行使に関しては条件が付けられ、2005年５月17日の開院式の女王演説でも「（規制緩和目的のために）時代遅れで、無用で、不必要に複雑な」制定法に関してのみ適用されることが強調されていた。しかし、「時代遅れ云々」は法文で明記されているわけではなく、また、理論的には2006年改革法案に基づく命令によって、2006年改革法案自体を改正することさえ可能であった。このため、立法府と行政府の抑制と均衡という憲法的枠組が崩れる可能性があり[注２]、メディアやネット上のブログで、規制緩和の皮を被った独裁のための法律であるとの懸念の声が上がった。

こうした批判の声が次第に大きくなり、これを無視できなくなった政府は、法律の目的及び適用対象に制限を課し、議会各院の委員会に委任立法成立を妨げる権限を与える等の修正を加え、2006年11月８日に2006年立法及び規制に関する改革法（Legislative and Regulatory Reform Act 2006（c.51））の成立に漕ぎ着けた。

Ⅰ　委任立法について

委任立法は、大臣に委任された権限を行使するための法的手段であり、1946年委任立法法（Statutory Instruments Act 1946（c.36））に基づいて運用されている。

委任立法には命令（order）、規程（rule）、規則（regulation）、事業の枠組み（scheme）等の形態があり、ほとんどの場合、議会制定法の規定に基づいて、これを補足する細則を定め、あるいはその施行に関わる限定的な規定を定めるといったもので、前記のような改正権限を有するものは極めて稀である。委任立法の草案は議会制定法の法案と異なり、法制局（Parliamentary Counsel Office）ではなく、各省庁の顧問弁護士が作成する。

制定のかたちは、議会各院の肯定的決議を必要とする「肯定的決議手続（affirmative resolution procedure）」と、議会各院の否定的決議がなければ成立する「否定的決議手続（negative resolution procedure）」の２種類に大別される。多くの場合、決議は委任立法の草案が議会各院に提出されて40日以内に行われる。決議方法は、元となる制定法によって定められる。権

限行使について意見の対立が予想される委任立法は、多くの場合、より成立難度の高い肯定的決議手続に依る。

行政府から見た委任立法の利点の一つに、その簡便性がある。下院議事規則第151条は、委任立法の内容が政府機関・自治体等への資金供与を定めること、指定した制定法の規定を司法審査の適用除外とすること、元となる法律になかった遡及効果を付与すること等の特殊な事案に限って、上下両院の合同委員会による草案の審査を認め、それ以外はそれに相当する審査は行われない。また、委任立法の内容が議論の対象となることは少なく、議論が行われても多くの場合90分の審議時間制限を受け、修正案の提出が許されないため、委任立法全体を可決するか否決するしかない。こうした制定手続の簡便性のため年間3,000件以上の委任立法が制定されている。

このように行政府にとって非常に有用な委任立法ではあるが、1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c.42)）の存在が、その濫用に歯止めをかける役割を担っている。人権法によって、裁判所は、訴えがあれば第一次的立法（primary legislation）、従位立法（secondary legislation）を問わず特定の法令と人権法との両立性を審査することができ、両立しないと判断した場合、従位立法であれば効力を取り消し、又は効力を停止させることができるからである。

II　既存の改正権限

1　2000年電子通信法

最近の改正権限行使例として挙げられるのが、2000年５月25日に制定された2000年電子通信法（Electronic Communications Act 2000 (c.7)）である。この法律は、紙媒体に代わる情報伝達・蓄積の手段として電子媒体の使用を促進することを目的としており、その障害となる規定、すなわち情報伝達・蓄積の方法を紙媒体に限定するか、又はそのように解釈されうる既存の法律の規定を、委任立法の命令によって改正することを可能としていた。

この法律は電子通信を普及させる目的に限定されたものであったが、2001年４月10日に制定された2001年規制改革法によって、さらに本格的な改正権限の導入が図られることとなった。

2　2001年規制改革法

2001年規制改革法は、規制緩和の推進を目的とした法律であり、閣内相（Minister of Crown）が命令（「規制改革命令（regulatory reform order）」と俗称される。）により、制定法を改正することを可能とした。法律の要点は次のとおりである。

- 改正対象となる制定法は、成立又は改正（補足的及び付随的なものを除く）時から最低でも２年を経過したものであること。
- 規制改革命令を制定するに先立ち、実質的な影響を受ける利害関係者等と協議を行うこと。
- 上記の協議を経た後、命令草案の一例を示した文書及び影響評価等の添付文書を議会各院に提出し、60日間議会の委員会が審査を行う期間をおき、しかる後に正式な草案を提出して肯定的決議手続で制定されること。
- 改正の対象は、抑制、要請、条件賦課又は禁止等によって様々な活動に負担を課する制定法であること。
- 規制改革命令の制定に先立って、閣内相が当該制定法による保護と負担のバランスを踏まえて、改正を妥当だと判断していること。
- 規制改革命令は、閣内相及び政府省庁以外に負担を課さないこと。

3　2004年民間緊急事態法

2001年規制改革法以外の、委任立法の改正権

限に関連する法律として、2004年民間緊急事態法（Civil Contingencies Act 2004（c.36））がある。[注3] この法律の第2部に基づいて定められる緊急事態規則は、議会制定法又は国王大権で規定できることのほぼすべてを定めることができる。ただし緊急事態の存在という前提条件が必要であり、1年を超える拘禁刑及び5,000ポンドを超える罰金が科せられる犯罪を新設することはできず、軍役、労働争議の禁止等を課することはできない。また緊急事態規則が改正することのできない法律として、1998年人権法及び2004年民間緊急事態法第2部自体が指定されている点が注目される。

Ⅲ　法案提出に至る経緯

2005年7月、内閣府は2001年規制改革法の運用に関するレヴュー[注4]を発表した。これは、2001年規制改革法成立時の政府公約に則ったものである。

政府は、2005年3月までに60の規制改革命令を制定することを目標としていた。しかし、レヴュー発表までに実際に制定された規制改革命令は27に留まり、レビューは、規制改革という目的の達成度が予想より低く、実行された改革の数も少なく、法律は目的を達していないと論じている。

レヴューは、2001年規制改革法の問題点として次のことを挙げている。

- 法律の目的が明確化されていないため、その適用が規制改革全体の利益を図ることよりも、法律の技術的細部の是正に偏りがちであること。
- 負担の概念が分かりにくく、実際の適用が難しいこと。行政上の手間、立法のコスト等が含まれていないこと。
- 負担軽減以外の法改正ができないため、法律の明確化又は簡略化のための文言の修正ができないこと。
- コモンローに影響を与えることができないために、法律委員会（Law Commission）[注5]からの勧告に基づく規制改革命令による施行が制限されること。
- 大臣及び省庁の負担だけを軽減する規制改革命令は制定できないため、公共サービス効率化の改革に貢献しないこと。
- 制定から2年以内の法律を改正できないという制限により、規制改革命令権限の運用が過度に妨げられていること。
- 委任立法制定権を付与する権限が与えられておらず、細部に渡り柔軟な規定を定められないため、大規模な改革の実行が困難となること。
- 肯定的決議の前に長い時期を要することが、規制改革命令の制定手段として一律に採用されており、制定手続の柔軟性に欠けること。

レビュー発表と日を同じくして、政府は公開協議書「より良い規制のための法案」[注6]の中で次のような勧告を行い、それに対する関係者及び公衆の回答を募っている。

- 立法を簡素化し、論争の余地がない法律委員会の勧告を実施するため、規制改革命令によって第一次的立法を改正することを可能とすること（2001年法で定められた、負担の除去、削減、再施行、又は賦課のための改正権限については従来どおりとする）。
- 大臣及び省庁の負担だけを軽減する規制改革命令を制定できないとする制限を撤廃すること。
- 議論の余地がない場合は、法律委員会の勧告を実施するためコモンローを改正することを可能とすること。
- 成立又は改正後2年以上経過していない制定法であっても、改正可能とすること。

・規制改革命令によって、新たな委任立法を定めることを可能とすること。

これらに加えて、公開協議書はすべての規制改革命令に60日の期間をかけた肯定的決議手続を適用すべきか否かについても、関係者及び公衆の回答を募っている。

こういった検討、協議を経て、問題となった2006年改革法案第１部の規定が定められることとなった。

Ⅳ　法案についての議論と修正

冒頭でも説明したように、2006年立法及び規制に関する改革法第１部は、激しい批判を受け、提出から成立の間に様々な修正が加えられることとなった。提出時と成立時における規定の違いに関しては、後述の「Ⅴ　2006年立法及び規制に関する改革法の概要」を参照されたい。

審議の過程で完全に書き換えられた、「命令の目的と内容」に関する規定（第１条～第２条）は、当初次のようなものであった。

閣内相は、あらゆる法令（制定法、枢密院令、委任立法等を含む）を改正し、また法律委員会の勧告を施行する目的のために、命令を定めることができる。

命令による法律改正は議会制定法によるものと同じであって、廃止、改正又は文言の修正を含み、委任立法制定権を含めた権限を付与することもできる。また法律委員会の勧告の施行には、勧告の範囲内でコモンローの「法の支配」[注７]の原則に修正を加え、適用を除外し、成典化することが含まれる。

つまり、提出時の2006年改革法案第１部では、委任立法である命令によって、あらゆる法律の改正が可能だったということである。その制定手続においては、議会が望めば特別肯定的決議手続（2001年規制改革法で導入された60日の期間をかけた肯定的決議手続とほぼ同じ）によることと規定されていたが、制定法制定手続において法案が受ける厳しい審査とは比べるべくもないものであった。

下院の規制改革委員会は、2006年改革法案を「ここ数年で最も憲法上重要な意義を有する法案」[注８]と評し、行政府権限の肥大化を懸念する議会内外の声は、法案を「議会廃止法案」[注９]、あるいは「すべての法案を終わらせる法案」[注10]と呼称した。

法案を担当する内閣府のジム・マーフィ政務次官は、法案の第２読会において「（法案第１部の規定が）意見の分かれる改革施行のために命令が用いられることはない」と述べたが、そのような規定は法案にはなく、改正権限の対象外となる法律が指定されているわけでもなかった。

成典憲法が存在せず、議会が理論上無制限の権限を行使できる議会主権の原理が、逆に法案の影響力を拡大したともいえる。2006年２月16日にタイムズ紙に掲載されたケンブリッジ大学の法学部教授６名の寄稿記事[注11]は、「（成典憲法のある）他国であれば、憲法改正が必要とされるような国家権限の移行」とこれを評した。

2004年民間緊急事態法は法案提出当時、ヒトラーの独裁を生んだ1933年のドイツの授権法に喩えられたが、それでも前述のとおり同法の関連規定及び人権法を緊急事態規則の改正権限から除外している。これと比較しても、2006年改革法案が定める改正権限の広範さ、柔軟さは顕著であった。

2006年改革法案には、命令による改正権限に対する制限（後述のⅤ-3）が規定されているが、民間緊急事態法と異なり、この法律に基づく命令によってその制限を取り除くことを妨げるものは何もないのである。そして、規定された命

令を発するための条件（後述のV-2）も、基本的に閣内相の主観的判断であり、「あって無きが如し」という評価[注12]が主流であった。

当初、単なる規制緩和法案と思われていた2006年改革法案であるが、メディアやネット上のブログを通じてその実態が広まるにつれ、反対の気運が議会内外で高まってきた。

このような状況下、3月19日付のデイリー・テレグラフ紙は、労働党の上院院内幹事ゴロコット卿が、内閣府の担当相であるプレスコット副首相宛の手紙の中で、相当の修正を加えない限り法案の上院通過は不可能であると警告した、と報じた[注13]。

2006年4月13日、フィナンシャル・タイムズ紙は、「憲法上の政府権限を拡大する企みと曲解されないために」法案を修正するというマーフィ政務次官の談話を報じた[注14]。修正点とは、法律の権限を、生産性及び競争性の向上、又はお役所仕事の減少といった規制分野に置くこと、上下各院の規制改革特別委員会に、同法に基づく安易な法改正を拒絶する権限を与えることである。また同日のガーディアン紙は、憲法的枠組みを命令によって変えられないようにする、とのマーフィ政務次官のコメントを報じている[注15]。

こうして、2006年5月4日及び10日、政府は法案に修正を加え、法案は5月16日に下院の第3読会を終了した。翌5月17日に上院の第1読会を通過した法案は、その後の審議を経て11月8日に2006年立法及び規制に関する改革法として成立した。

V　2006年立法及び規制に関する改革法の概要

立法及び規制に関する改革法は、4部39か条と附則からなる。以下、その概要を紹介する。

第1部「命令制定の権限」

1　命令の目的と内容：

閣内相は、以下に掲げる2種類の命令を定めることができる。

(1)　負担の除去又は軽減を目的とする命令

負担とは、法律によって直接的又は間接的に生じた、財政負担、行政上の不便、効率性、生産性若しくは収益性への障害、又は合法活動の継続を妨げる刑事上若しくはその他の制裁をいう。

この命令は、次の3種類の規定を定めることができる。

(a)　指定されたあらゆる機能を廃止し、付与し、移管し、又は委任することを定める規定

(b)　機関又は官職を創設し、又は廃止する規定

(c)　制定法（第一次的立法及び従位立法）の改正、又は廃止を受けた後の規定

スコットランド及び北アイルランドに関しては、閣内相が適当とする派生的、補足的、付随的又は過渡的な(c)の規定に限って定めることができる。

(2)　規制原則を促進する命令

規制原則とは、規制活動が、透明性があり、責任の所在が明確であり、目的との均衡がとられていて、かつ一貫性のあるかたちで遂行されること、又は規制活動が、活動が必要とされる事案に限って適用されることをいう。

この命令は、次の4種類の規定を定めることができる。

(a)　規制機能の遂行のかたちを修正する規定

(b)　制定法によって、又は制定法に基づいて設置された、規制機能を行使する機関の規約（constitution）を改正する規定

(c)　規制機能を、移管し、又は委任することを定める規定

(d) 制定法（第一次的立法及び従位立法）の改正、又は廃止を受けた後の規定

スコットランド及び北アイルランドに関しては、閣内相が適当とする派生的、補足的、付随的又は過渡的な(d)の規定に限って定めることができる。

上記２種類のいずれの命令も、閣内相、制定法によって機能を付与され、若しくは移管された者、又は命令によって創設された機関若しくは官職保持者に委任立法を定める権限を付与することができる。

Ⅳでも説明したように、提出時の法案では改正権限を行使する目的は非常に広範かつ抽象的なものとして設定されていたが、審議の過程でより限定的かつ具体的なものに置き換えられた。加えて、提出当初の法案にあった「法の支配」の原則を改正する権限も削除されている。

２　命令を定める条件：

次の６つの条件のうち必要なものが満たされていると判断したときに限り、閣内相は、法律を改正する又は勧告を施行する命令を制定することができる。(1)～(5)は提出時の法案どおりであるが、(6)は審議の過程で追加された。

(1) 法的な手段に依拠しない問題解決の方法がないこと。
(2) 命令に定められた効力が政策目的とつり合っていること。
(3) 命令の規定が、全体として、公益と命令によって影響を受ける者の利益との適正な均衡を保つこと。
(4) 命令の規定が、必要な保護を取り除かないこと（2001年規制改革法と同じ）。
(5) 命令の規定が、継続することが合理的に期待できる権利又は自由の行使を妨げないこと（2001年規制改革法と同じ）。
(6) 規定が憲法上の意義をもたないこと。

また、法律の表現を改め、又は法規範を成典化するだけの命令は、法律を分かり易くすることを目的とする場合以外には定めてはならないとされた。

３　命令に課せられる制限：

命令は、既存の法律の文言を修正する場合以外、次のことを行うことはできない。

(1) 新規の課税又は増税を定めること。
(2) 正式起訴に基く有罪宣告によって、２年を超える拘禁刑を科する犯罪を規定すること（2001年規制改革法と同様）。
(3) 略式起訴の有罪宣告によって、１年（スコットランド及び北アイルランドでは６月）を超える拘禁刑及び5,000ポンドを超える罰金を科する犯罪を規定すること（2001年規制改革法と同様）。
(4) 立入調査及び証言を強制する権限を定めること（2001年規制改革法と同様）。
(5) この法律の第１部及び1998年人権法を改正すること。

提出法案では、法律委員会の勧告に基づく場合、(3)と(4)の制限は課せられなかったが、審議の過程で削除された。また(5)の制限も同じく審議の段階で追加された。

４　命令を定める手順：

命令の制定を提案するに先立ち、閣内相は次の者と協議を行わなければならない。

(1) 命令の制定によって影響を受ける利害関係者を代表する団体
(2) 命令の制定によって影響を受ける法定機関又はこれらの機関の代表

(3) 提案がウェールズ内において、又はウェールズに関係して適用され、かつウェールズ国民議会が機能を行使する事項に関係する限りにおいて、同議会
(4) 必要に応じて、法律委員会、スコットランド法律委員会、北アイルランド法律委員会

閣内相は協議を踏まえ、必要と思われる修正を提案に加えた後、議会に命令の草案及び説明文書を提出する。

説明文書は、命令の根拠となる2006年立法及び規制に関する改革法の規定、命令の提出理由等を説明し、否定的決議手続、肯定的決議手続又は特別肯定的決議手続のいずれの手続きで命令を制定すべきかを勧告する。

否定的決議手続、肯定的決議手続いずれの場合でも、勧告を受けたいずれかの議院が、命令草案及び説明文書提出から30日以内に特別肯定的決議手続の採択を申請しない限り、勧告された手続きが採用され、上記提出から40日以内に採決が行われる。

また、命令の草案に関して報告する責務を負ったいずれかの議院の委員会が、30日の期間の終結後、40日の期間が終結するまでの間に、手続きを進めないことを勧告し、その勧告がその院で否決されなかった場合、命令を定めることはできない。

委員会による手続停止勧告の規定は、審議の過程で追加されたものである。

特別肯定的決議手続の場合は自動的に特別肯定的決議手続が採用される。閣内相は命令草案及び説明文書提出から60日を置き、陳述、いずれかの議院の決議、命令の草案に関して報告する責務を負ったいずれかの議院の委員会の勧告を受けた後採決が行われる。

陳述があった場合、その陳述は、60日の期間終了時に声明（statement）の形で公開される。声明による公開と採決の間に、命令の草案に関して報告する責務を負ったいずれかの議院の委員会が手続きを進めないことを勧告し、その勧告がその院で否決されなかった場合、命令を定めることはできない。

閣内相は、60日の期間の後、命令の草案に改訂を加えることができる。この場合、改訂した命令草案、その間の陳述及び改訂箇所に関する声明を提出し、議会の採決による承認を受けなければならない。提出から採決の間に、命令の草案に関して報告する責務を負ったいずれかの議院の委員会が手続きを進めないことを勧告し、その勧告がその院で否決されなかった場合、命令を定めることはできない。

委員会による手続停止勧告の規定は、審議の過程で追加されたものである。

第2部「規制機関」

この部分は2005年3月に発表された報告書「行政の負担軽減：効果的監査及び執行」[注16]の勧告を法制化するものであり、リスク対応型の規制実務を促進することを目的としている。

法律は、規制執行に関して、次の原則を定める。

・透明性があり、責任の所在が明確で、目的に均衡し、かつ一貫していること。
・活動が必要とされる事例に限って適用されること。

閣内相は、この原則に基いて規制執行の実務要綱を定めなければならない。実務要綱は議会各院の決議によって制定又は改正される。規制機関は規制執行に当たって、これに留意しなければならない。規制機関による実務要綱に対する違反は、規制違反の訴訟において、違反者に

刑罰を科する際の減軽事由となりうる。

閣内相は命令によって、実務要綱の対象となる規制機能を行使する規制機関を指定することができる。ただし、ガス電力市場監督局（Gas and Electricity Markets Authority）、通信庁（Office of Communications）、鉄道規制庁（Office of Rail Regulation）、郵便サービス委員会（Postal Services Commission）、水道サービス規制理事会（Water Services Regulation Authority）に付与された規制機能については、これを指定することはできない。

第３部「欧州共同体に関連した法律等」

欧州連合法の国内法化を簡略化するための、技術的な規定を設ける。本来はこれらの規定は、欧州憲法条約批准の国民投票を規定する、欧州連合法案の一部として提案されていた。しかし、フランス及びオランダにおける反対派勝利を受けて、政府が国民投票を無期限に延期したこともあり、この法案で当該規定を設けることとなった。

第４部「補則及び総則」

2001年規制改革法はごく一部を除きほぼ全部が廃止されるが、同法に基づいてすでに制定された命令は効力を有し続ける。

この法律は、成立から２か月後（2007年１月８日）に施行される。

Ⅵ　総括

審議段階での修正により、2006年立法及び規制に関する改革法が定める改正命令は、利用目的が曖昧で適用対象も広範なものから、いくつかの重要な制約が加えられるものへと変質した。命令の制定は、負担の除去や軽減及び規制原則の促進という目的がある場合に限定されることや、前提条件として憲法上の意義を持つ規定を定めないこと、この法律自体と人権法を改正できないこと等の制約が加えられたのである。

こうした修正により、法律は独裁政治を可能とする「議会廃止法」ではなくなったものの、政府が行政府と立法府の関係を根本から変えうる法案を提出できる憲法制度に関わる議論が起きた。

権力が議会、政党から行政府に、そしてその中でも首相に偏って集中していく中で、議会による抑止と均衡の機能が崩れつつあることを、この法案の背景として指摘する声もある。(注17)

また、憲法が複数の文書及び慣習によって構成され、その枠組が分かりずらい上、議会主権の原理に則って制定法によってその枠組を変えうる点について、現行の憲法制度を問題視し、成典憲法の制定を訴える論者もいる。(注18)

しかし、憲法問題相（大法官）であるファルコナー卿は、裁判官に憲法解釈が委ねられることを好ましくないとして、成典憲法の制定には反対の立場をとっている。(注19) 例えばアメリカ等と異なり、人工妊娠中絶の是非等は裁判所ではなく、議会が決定すべきであるというのが、その主張である。

いずれにしても、憲法の枠組に関する議論は一朝一夕に決着がつくものではない。今回の2006年立法及び規制に関する改革法のような権力分立の根幹に関わる規定が、普通の法律として提出、審議されるという柔軟さ、ないしは危うさは、依然として英国の憲法体制の中に内包されていると考えられる。

注

＊インターネット情報はすべて2007年２月28日現在である

(1)　ヘンリー８世は、チューダー朝のイングランド王（在位1509-1547年）である。王権を強化し、イギリス史上最も制約を受けることなく恣意的に権力を行使した君主といわれており、「ヘンリー８世権限」と

いう呼称もその「暴君」のイメージにちなむものである

(2) ただし成典憲法が不在で、違憲審査制度も明確に確立されておらず、議院内閣制により立法府と行政府が不可分であり、首相に強大な国王大権が与えられていること等から、イギリスは選挙独裁制（elective dictatorship）であり、抑制と均衡を論じることは無意味だとする意見もある。選挙独裁制を最初に言い出したのは、元大法官ハリシャム卿である。

(3) 2004年民間緊急事態法に関しては、次の記事を参照されたい。
岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化―英国2004年民間緊急事態法」『外国の立法』223号, 2005.2, pp.1-37.
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/223/022301.pdf>

(4) Cabinet Office, *Review of the Regulatory Reform Act 2001,* July 2005.
<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/documents/pdf/br_act_review.pdf>

(5) イングランド及びウェールズの法律を審査し、必要な改正を勧告する独立機関。スコットランド及び北アイルランドにも同様の機関が存在する。

(6) Cabinet Office, *A Bill for Better Regulation: Consultation Document,* July 2005.
<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/documents/pdf/consultation_doc.pdf>

(7) Rule of Law. 「国会主権」と並んでイギリスの憲法的枠組を構成する重要要素である。一般的には行政府の恣意的裁量権を認めないこと、官吏も一般人と同じ法律に服すべきことと解釈される。2006年改革法案はその解釈を明示していない。

(8) Regulatory Reform Committee, *Legislative and Regulatory Reform Bill*（HC878 2005-06), Feb. 6, 2006.

(9) David Howarth, "Who wants the Abolition of Parliament Bill?", *The Times,* Feb. 21, 2006.

(10) Daniel Finkelstein, "How I woke up to a nightmare plot to steal centuries of law and liberty", *The Times,* Feb. 15, 2006.

(11) *The Times,* Feb. 16, 2006.

(12) *Op. cit.* (9).

(13) Melissa Kite, "New powers for ministers are a mistake, PM told", *Daily Telegraph,* March 19, 2006.
<http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2006/03/19/nbill19.xml>

(14) Jean Eaglesham, "Blair backs down over regulatory reform bill", *Financial Times,* April 13, 2006.
<http://news.ft.com/cms/s/78f7e72c-ca89-11da-852f-0000779e2340.html>

(15) Tania Branigan, "Labour backs down over regulatory reform bill safeguards", *The Guardian,* April 13, 2006.
<http://www.guardian.co.uk/guardianpolitics/story/0,,1752709,00.html>

(16) Philip Hampton, *Reducing administrative burdens: effective inspection and enforcement,* March 2005.
<http://www.hm-treasury.gov.uk/media/A63/EF/bud05hamptonv1.pdf>

(17) Michael Meacher, "The end of the Blair era is a springboard for renewal", *Guardian,* Aug. 3, 2006.

(18) Henry Porter, "Only a constitution can save us from this abuse of power", *The Observer,* Apr. 2, 2006.

(19) BBC News, *Falconer snubs constitution call,* Sep. 26, 2006.
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/5383332.stm>

（おかひさ　けい・海外立法情報課）